

電気供給業に係る法人事業税の課税方式が改正されました。

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち、小売電事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。

1 課税方式の変更

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり変更になります。

(地方税法第72条の2第1項第2号、第3号)

【改正前】

区分	課税方式
全ての電気供給業	収入割額



【改正後】

事業の区分	課税方式	
	資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える法人（※1）	左記以外の法人（※2）
小売電事業等・発電事業等 以外 の電気供給業 (第2号)	収入割額（従来通り）	
【新設】小売電事業等・発電事業等 (第3号)	収入割額 +付加価値割額 +資本割額	収入割額 +所得割額

※1 外形標準課税法人が該当。公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、特定目的会社、一般社団・一般財団法人を除きます。

なお、資本金の額または出資金の額の判定時期については、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては、解散の日）の現況によります。

※2 「普通法人・特別法人」

小売電事業等は以下の①及び②、発電事業等は以下の⑦及び⑧です。（法第72条の2第1項第3号、法施行規則第3条の14）
(③～⑥・・・法第72条の4第3項第2号、法施行規則第6条の2)

事業種別	適号事業	概要
①小売電事業	3号	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電事業
②小売電事業に準ずる事業	3号	他の者の需要に応じ電気を供給するもの（③、⑥、⑦及び⑧を除く）
③一般送配電事業	2号	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
④送電事業	2号	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業
⑤送電事業に準ずる事業	2号	自らが維持し、および運用する送電用の電気工作物※1により③を行う者に振替供給を行う事業（③及び④を除く）
⑥配電事業※2	2号	電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業
⑦特定送配電事業	2号	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業
⑧発電事業	3号	電気事業法第2条第1項第14条の規定する発電事業
⑨発電事業に準ずる事業	3号	自らが維持し、および運用する発電用の電気工作物※1を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（当該電事業と発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（①、③及び⑥を除く）を含みます）
⑩特定卸供給事業※2	3号	電気事業法第2条第1項第15条の3に規定する特定卸供給事業

※1 電気工作物・・・電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物

※2 配電事業・特定卸供給事業・・・令和3年度税制改正により、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用

【参考】地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県民税関係）第3章の用語

- ① 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（以下②、③以外の事業税課税事業）：所得金課税事業
- ② 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等）：収入金課税事業
- ③ 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電事業等・発電事業等）：収入金等課税事業

2 税率等

法人事業税

(令和2年4月1日以後に開始する事業年度)

法人	区分	税率	
電気供給業（小売電気事業等、発電事業等を除く） を行う法人【2号事業】		収入割	1.0%
小売電気事業等、 発電事業等 を行う法人 【3号事業】	資本金の額（又は出資金の額） が1億円を超える法人 （特定目的会社、投資法人、 一般社団・一般財団法人は除く）	収入割	0.75%
		付加価値割	0.37%
		資本割	0.15%
	上記以外の法人	収入割	0.75%
		所得割	1.85%

※令和2年3月31日以前に開始する事業年度の税率につきましては、同封の税額一覧を参照ください。

特別法人事業税

(令和2年4月1日以後に開始する事業年度)

課税標準	法人の種類	税率
収入割額	① 収入金課税となる法人（②を除く） 【2号事業】	30%
	② 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等を行う法人 【3号事業】	40%

※令和2年3月31日以前に開始する事業年度の税率につきましては、同封の税額一覧を参照ください。

3 所得の計算に関する経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、新方式により当該事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する事業年度において、当該事業に係る所得を法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなされます。（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）

※本改正以前の当該事業に係る繰越欠損金を控除する場合、

過去事業年度における発電又は小売電気事業の繰越欠損金の計算の根拠となる資料を添付していただくようお願いします。

4 課税標準となる収入金額の算定

(法第72条の24の2第1項)

$$\text{収入金額（課税標準額）} = (\text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額})$$

①収入すべき金額の総額（取扱通知第3章4の9の1、2）

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。

○主なもの

- ・各種電灯量収入
- ・各種電力量収入（新エネルギー等電気相当量を含む）
- ・遅収加算料金
- ・せん用料金
- ・電球引換料
- ・配線貸付料
- ・諸機器貸付料
- ・受託運転収入
- ・諸工料金
- ・諸設備貸付料
- ・水力又はかんがい用水販売等の供給雑益に係る収入
- ・事業税相当分の加算料金

注1) 貸倒れが生じたときは又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）3章4の9の1）

注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを個別に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金に含めません。（通（県）3章4の9の3）

注3) 料金とあわせて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません。

②控除すべき金額

(法第72条の24の2第1項、令第22条、取扱通知第3章4の9の6、法附則第9条第8項、令附則第6条の2第2項)

○主なもの

- ・国又は地方公共団体から受けるべき補助金
- ・固定資産の売却による収入金額
- ・保険金
- ・有価証券の売却による収入金額
- ・不用品の売却による収入金額
- ・受取利息及び受取配当金
- ・需要者等その施設によって便益を受ける者から収納する金額
- ・電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
- ・損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料
- ・特定規模需要に応ずる電気の託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する金額 等

注) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般電気事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。

地方団体、個人供給者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（通（県）3章4の9の6）

5 収入金課税事業とその他の事業等を併せて行う場合

所得金課税事業、収入金課税事業又は収入金課税事業のうち複数の部門の事業を併せて行う場合、原則として、事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告してください。（通（県）3章4の9の9）

注)

ただし、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、両事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。

※「軽微なもの」

一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないもの。

※「附帯事業」

主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。

6 申告する際の提出書類

(1) 申告書

該当事業	申告書様式		
3号事業 (1号事業+3号事業、 1号事業+2号事業+3号事業 の場合も含む)	確定申告 中間申告	第6号様式(その2)	各号毎に、第6号様式別表5(所得金額に関する計算書)、第6号様式別表6(収入金額に関する計算書)の提出が必要です。
	予定申告	第6号の3様式(その2)	
2号事業、 又は1号事業+2号事業	確定申告 中間申告	第6号様式	2号事業分の第6号様式別表6(収入金額に関する計算書)の提出が必要です。
	予定申告	第6号の3様式	

(2) 添付書類

(法第72条の25第10項・第72条の26第4項、規則第4条の6、第4条の7第1項第2号)

収入割の申告をする場合、次の書類を添付してください。

- ① 決算書(貸借対照表、損益計算書)(写)
- ② 法人税明細書別表4(所得金額の計算に関する計算書)(写)
- ③ 所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)※各号毎に作成
- ④ 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)※各号毎に作成
- ⑤ 雑収入の明細書(法人税雑益雑損失等内訳書⑯)
- ⑥ 所得金課税事業、収入金課税事業又は収入金課税事業のうち複数の部門の事業を併せて行っている場合は、各事業部門ごとの収支を区分計算した書類(任意様式)
※⑥の作成にあたっては、別添(部門別損益計算書)を参考にしてください。

提出・お問い合わせ先

熊本県 県央広域本部税務部 課税第一課 課税第一班
〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
TEL: 096-333-3200 (代表)